

平成27年第3回安堵町議会定例会議録

(第1日)

日時 平成27年9月3日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増井 敬史	2 番 浅野 勉
3 番 大星 成司	4 番 森田 瞳
5 番 島田 正芳	6 番 中本 幸一
7 番 植田 英和	8 番 岡田 裕明
9 番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博	副 町 長 北田 秀章
教 育 長 楮山 素伸	
統 括 理 事 寺前 高見	総務部門理事 兼 総務課長 近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長 堀口 善友
総合政策課長 富井 文枝	税 務 課 長 中野 彰宏
住 民 課 長 堀川 雅央	人権同和对策課長 大星 義博
上下水道課長 石橋 史生	会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 喜多 君美代

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博	主 幹 辻井 弘至
-------------	-----------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の内定
- 第 3 委員長報告
- 第 4 監査結果の報告
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について）
- 第 6 議案第 1 号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 安堵町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 5 号 安堵町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 6 号 安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 7 号 平成 27 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について
- 第 13 議案第 8 号 平成 27 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について
- 第 14 認定第 1 号 平成 26 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 2 号 平成 26 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 3 号 平成 26 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 4 号 平成 26 年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 5 号 平成 26 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 6 号 平成 26 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 認定第 7 号 平成 26 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 21 報告第 2 号 健全化判断比率報告書について
- 第 22 報告第 3 号 資金不足比率報告書について
- 第 23 報告第 4 号 平成 26 年度安堵町土地開発公社の決算報告について
- 第 24 諸般の報告

開会（午前10時00分）

議長（森田 瞳） おはようございます。

それでは、ただ今から平成27年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。

ただ今より、本日の会議を開きます。

西本町長より招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） 議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中御出席をいただき誠にありがとうございます。

去る6月には、町指定文化財がはじめて誕生いたしました。

指定第1号は、無形民俗文化財として、灯芯ひき技術、指定第2号は有形文化財として、天理軽便鉄道木戸池築堤、指定第3号は有形文化財、馬場塚五輪塔ちりんついたり馬場塚の3つの文化財でございます。

そして8月1日は地域創生事業のひとつとして、住民の皆様の町内での消費を目的とした、プレミアム商品券、名づけてうぶすなプレミアム商品券の発売を行いましたところ、1日強で完売するほどの盛況ぶりでした。

消費者視点での町内の消費拡大を目指した国の戦略に消費拡大が長期的でかつ持続性のあるものになればと願っているところでございます。

次に、去る8月23日に恒例の第6回安堵町ふれあい盆踊り大会が中央公園で開催されました。

夏も終わりに近づきグラウンドには赤とんぼの姿も見られた中、櫓を囲んでの盆踊り、また、屋台の食べ物や花火など町内外からの人々で大変賑わったところでございます。

安堵町には、桜祭り、町民体育祭、広島大仏祈りのつどい、そして、盆踊りや芋煮会、産業フェスティバルなど様々なイベントがあります。

人と人は繋がりをもつことにより文化が生まれ、まちは活性していくものと私は考えているところでございます。

最後に安堵町コミュニティバスの状況でございます。

3月14日に運行システムの大幅な見直しと、JR法隆寺駅と近鉄平端駅間の直行運行により、利用者が大きく増加しております。

例えば直近の7月実績では、利用者数は前年同月と比べ2.4倍に増加しております。

今後もより便利なコミュニティバスを目指してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございます。

平成27年度補正予算の専決処分などの報告が4件。

人事案件、条例改正、平成27年度補正予算等の議案が8件。

平成26年度決算の認定案件が7件。

合計19件でございます。

それでは順をおって概要説明いたします。

報告第1号は財政調整基金の満期日に対応するため、専決処分いたしました、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、教育委員会委員吉田栄治郎氏が平成27年9月30日をもって任期満了となります、第2期におきましても引き続き同氏を任命する事について議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第2号、監査委員桑原眞之輔氏が平成27年9月30日をもって任期満了となります、退任されます。

その後任に、松隈 勉氏を新たに選任する事について議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第3号は、安堵町人権擁護委員富井忠雄氏が平成27年12月31日をもって任期満了となります。

第2期におきましても引き続き同氏を推薦する事について議会の意見を求めるものでございます。

議案第4号は、安堵町防災会議条例の一部を改正する条例でございます。

これは地域防災計画の見直しにあたり、防災会議の機能を強化する観点から国の災害対策基本法に沿って改正するものでございます。

次に議案第5号は、安堵町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

これは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人に個人番号を通知するための通知カード及び個人番号カードにかかる再交付手数料を定めると共に住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第6号、安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童健全育成事業について、質の向上と量的な拡充を図るため、入室資格と保育料の改正を行うものでございます。

次に議案第7号の平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）については、マイナンバー制度や、国勢調査、消防団員退職報奨金、学校給食地産地消促進事業にかかる費用401万円を増額補正するものでございます。

議案第8号平成27年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）については、平成26年度介護給付費交付金等の実績精算で、超過交付となった交付金を返還するための1千77万8千円を増額補正するものでございます。

続きまして、認定第1号は、平成26年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額37億8千310万1千608円に、歳出総額32億4千51万5千825円、差引額5億4千258万5千783円で、この内5千181万3千円は翌年度への繰越額でございます。

続きまして、認定第2号平成26年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額8億9千568万4千602円、歳出総額9億7千345万7千669円、差引額7千777万3千67円の赤字となっております。

次に認定第3号平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の認定でございます。

歳入総額813万1千123円、歳出総額3千333万3千997円、差引額2千520万2千874円の赤字でございます。

認定第4号平成26年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入及び歳出共に、総額2億4千464万3千839円の同額で、差引額0円でございます。

認定第5号平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額6億2千578万9千461円、歳出総額6億2千83万124円、差引額495万9千337円の黒字となっております。

認定第6号平成26年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額7千454万2千810円で歳出総額7千442万4千910円、差

引額11万7千900円の黒字でございます。

次に認定第7号平成26年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

剰余金処分額1千730万円を資本金に繰入れ収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益1億7千720万1千562円、水道事業費用1億8千181万8千474円、差引額461万6千912円の赤字でございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入674万6千700円、資本的支出3千930万5千969円、差引額3千255万9千269円の赤字となっております。

報告第2号健全化判断比率報告書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、平成26年度につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっておりますので該当いたしません。

実質公債費比率は3.3%、将来負担比率につきましても該当いたしません。

報告第3号資金不足収支比率、これにつきましても同法律に基づき報告するもので、水道事業会計及び下水事業特別会計についていずれも資金不足額はないため該当いたしません。

次に報告第4号平成26年度安堵町土地開発公社決算の報告についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入1千252円、支出0円、差引額1千252円これは基金の利息分でございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入73万7千991円、支出73万7千991円、差引額0円となっております。

以上大筋につきまして説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので御審議いただきまして、御承認御可決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 挨拶が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程に従い進めてまいります。

日程第1会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、6番中本幸一議員、7番植田英和議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から14日までの12日間にしたいと思います、これに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から14日までの12日間とする事に決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第3委員長の報告を行います。

総務産業建設常任委員会の報告を求めます。

7番(植田 英和) 議長。

議長(森田 瞳) はい、植田委員長。

(植田総務産業建設常任委員会委員長 登壇)

7番(植田 英和) おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告

総務産業建設常任委員会報告を申し上げます。

本委員会は、所属事務事件について閉会中の継続調査を次のとおり実施いたしました。

議会規則第38条の規定により次のとおり報告します。

第1調査事項

1番安全保障関連法案反対の意見表明の陳情について

2番町道46号47号49号線の道路舗装に関する要望について

第2調査期間

7月9日木曜日午後1時

第3内容、調査事項

1番及び2番について、安堵町委員会条例第2条に基づき総務産業建設常任委員会を去る7月9日午後1時より安堵町議会において開催した。

1 番について近隣地域の状況の把握を行うと共に 5 人の委員で趣旨内容について活発な意見を交わしました。

2 番について委員 5 名に加え説明員として産業建設課長の出席を求め、要望の趣旨内容について積極的な質疑を行い、活発な意見を交わしました。

第 4 報告

総務産業建設常任委員会は 1 番の安全保障関連法案反対の意見表明の陳情については、全員一致で不採択、2 番町道 4 6 号 4 7 号 4 9 号線道路舗装に関する要望について、平成 2 8 年度予算に担当課長として要望するという結果に達した。

なお、報告書は平成 2 7 年 7 月 1 4 日付け議長宛に提出済みであることを申し添えます。

平成 2 7 年 8 月 2 8 日総務産業常任委員会委員長植田英和以上です。

議長（森田 瞳） 日程第 4 監査結果の報告。

決算審査結果の報告を求めます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野委員。

（浅野監査委員 登壇）

2 番（浅野 勉） おはようございます。

平成 2 7 年第 3 回安堵町定例会監査委員報告

安堵町監査委員を代表いたしまして平成 2 6 年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算について審査した結果をご報告致します。

なお、審査の意見は桑原代表監査委員との合議によるものでございます。

意見書 1 頁、第 1 審査の対象は平成 2 6 年度安堵町一般会計と 6 つの特別会計です。

第 2 審査の期間は、平成 2 7 年 7 月 2 2 日から 2 4 日までの 3 日間です。

第 3 審査の実施者は、安堵町監査委員桑原眞之輔同しく浅野 勉です。

第 4 審査の方法は、審査に付された一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び証拠書類等について、関係職員の説明を聴取すると共に、例月現金出納検査及び定期監査の結果をもとに参考にして、会計管理者の所管する関係書類及び、関係課

から提出された資料と照合し、計数の正確性、事務処理の正否、さらに、予算執行上の適否について実施いたしました。

なお、有価証券等については平成27年7月7日に実査及び確認を行いました。

第5各会計の決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。

第6審査の概要については次の2頁以降に記載させていただきましたので御高覧ください。

意見書25頁第7、基金運用状況は、平成26年度決算において基金を審査したところ、現金預金の決算年度末現在高合計は、16億9千700万4千665円で、前年度16億9千346万6千578円に比べて、353万8千87円の増となった。各基金はその目的や関連事業の趣旨に即して適切に運用されていると認められることから、今後もその基金の設置目的に沿って、将来に向けた確実かつ計画的な積み立てに務められたい。

それでは審査意見を述べさせていただきます。

審査意見

財政基盤の健全化に向け、それぞれの部署における取り組みがなされ、良好と認められたが、今後ますます少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、社会資本の老朽化等による維持管理及び更新費用の増加が見込まれ、厳しい財政状況が予想される中、次世代に借金を残さないための一例として、従前の高金利の地方債の借り換えを行うなど、健全な財政運営の改善に取り組んでいた。また、施設使用料の見直しが一部行われていたが、受益者負担の意識を浸透させると共に、公平公正性を確保するため、早急に統一した対応となるように改善されたい。

さらに、各部署において、町民皆が町を支えるという意識改革に向けて務められたい。

平成24年に町税等収納対策室が発足して以来、徴収業務について積極的に取り組んでおり、年々徴収状態の改善が見受けられた。

引き続き今後もさらに住民意識の向上を含め継続的にやっていただきたい。

下水道事業では、下水道施設の維持管理に従事している職員は、現在ひとりであることから、技術継承する事も考慮に入れる必要があると考えられる。

また、業務委託は経費もかさむので、今後は経費節減に向けて、外注に頼らないために後継者育成に取り組み、早急に職員を加配するのが喫緊の課題である。

職員の福利厚生面では、年間20日を基本的に付与される有給休暇制度から、当町の年次休暇等の消化率についてみると、全国ではかなり低い水準であることが分かる。

今後は職員が休暇の取得しやすい職場環境を整えると共に、各所属の勤務実態を踏まえメンタル面も合わせた職員の福利厚生、健康管理に配慮するようにお願いしたい。

教育環境、特に小学校の音楽教室、図工室などの空調設備の改善については、定期監査でも数回要望したところであるが、今年度の予算配分で改善が困難であれば、来年度の予算編成の段階で必ず配慮されるように望む。

引き続き平成26年度水道事業会計決算について審査した結果をご報告します。こちらにも又審査の意見は、桑原代表監査委員との合議によるものでございます。意見書1頁第1、審査の対象は、平成26年度安堵町水道事業会計です。

第2、審査の期日は、平成27年7月22日です。

第3、審査の実施者は、安堵町監査委員桑原眞之輔、同じく浅野 勉です。

第4、審査の方法は、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、諸表の計数は正確であるか、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているかを検証するため、関係諸帳簿、証拠書類との照合検査を実施しました。

第5、審査の結果は、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属書類等は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

第6、審査の概要については、次の2頁以降に記載させていただきますので御高覧ください。

それでは審査意見を述べさせていただきます。

審査意見

安堵町水道事業会計の平成26年度決算審査については、地方公共企業会計制度が見直されました。

経済がわずかながら好転している状況といわれる一方、当町の水道事業を取り巻く環境は、給水人口減少などの伴う給水量の減少や、節水意識の更なる向上及び節水型器具の普及などにより、事業収入の柱である料金収入に直接繋がる、有収水量は年々低減しており、今後も給水収益の伸びは期待できない。

また、水道施設等設備事業による老朽管の布設替や、施設の耐震化など、経営環境は依然として厳しいものがある。

自然災害に加え施設の老朽化が進み、予期せぬ事態により町民に損害を与えかねないということも想定されることから、水道施設のライフラインとしての機能を確保する事の重要性を再認識させられる。

今後は更なる施設の管理体制の充実や、維持管理経費の節減、給水単価と供給単価の著しい差異の解消に努めると共に、水道料金の適正化を図り、また、奈良

県営水道への新たな受水対応等の検討も加味し、中長期的な健全経営の展望に向けた、計画的な施設更新を推進され、安全面より良質な水の安定供給と、災害に強い施設作りを推進し、その本来の目的である公共の福祉の増進に寄与されるよう望むものである。

なお、決算審査意見については、平成27年8月14日付けで、安堵町長及び議会議長宛に提出済みであることを申し添えます、以上です。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） つづいて日程第5報告第1号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）についてを、議題といたします。

本案についての提案の理由を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第1号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億9千96万円といたします。

本補正につきましては、財政調整基金の利率の変動に伴い、利息額が増加したことで見込みを上回る積立金が生じたので、基金利息積み立てに係る財政収入及び諸支出金を増額補正するものでございます。

なお、財政調整基金の定期貯金満期日が7月25日であるため、前日の7月24日に専決処分とさせていただきました。

それでは詳細につきまして補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書7頁をお願いいたします。

歳出についてでございます。

款 1 2 諸支出金、項 1 基金費、目 1 財政調整基金費におきまして、積立金として 2 2 万円を増額補正。

この財源といたしまして、1 頁戻っていただきまして 6 頁をお願いいたします。

款 1 5 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 基金運用収入におきまして、2 2 万円を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

次の専決処分書を朗読いたします。

(専決処分書の朗読)

つづきまして補正予算書 1 頁をお願いいたします。

(補正予算書の朗読)

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上でございます、御審議御可決のほどよろしくをお願いいたします。

議長 (森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し採決いたします。

これより報告第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定する事に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって報告第1号は、原案のとおり承認する事に決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第6議案第1号安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます、総務の近藤でございます。

それでは議案第1号安堵町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて御説明申し上げます。

安堵町教育委員5名のうち、吉田栄治郎委員は本年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

吉田委員におかれましては、人格は高潔で教育学術文化等に関し、特に高い見識を持っておられることから、次期におきましても引き続き同委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年10月1日から平成31年9月30日までの4年間となります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（議案書の朗読）

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

失礼いたしました、資料の方で議案の次のページ、2枚目略歴の一番下に、教育委員の任期書かせていただいています、次期任期という次が時としています、申し訳ございません、訂正のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

務経理など行政運営に関し優れた識見を有しておられることから、適任者として
地方自治法第196条に基づき議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、平成27年10月1日から平成31年9月30日
までの4年間となります。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

議長(森田 瞳) 日程第8議案第3号安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて、を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） それでは議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明いたします。

現在安堵町の人権擁護委員は3名おられます。

そのうちの富井忠雄氏におかれましては、平成27年9月30日をもって3年の任期満了を迎えられますが、法務省において今年委嘱発令の期日を1月1日と7月1日の年2回に変更されたため、経過措置として3ヶ月延長され、平成27年12月31日をもって任期を満了となります。

富井氏は人権擁護について、深く理解し奈良県人権擁護連合会においても、高齢者障害者等委員会に所属され、また、安堵町と斑鳩町で組織する第5部会の活動においても積極的に活動していただいておりますことから、引き続き安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく思っております。

なお、任期は平成27年12月31日となっておりますが、法務省の委嘱手続きに相応の日数がかかる事から、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき今議会において意見を求めるものであります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（議案書の朗読）

以上であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行ないます。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決します。

これより議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長（森田 瞳） 議案第3号は、町に適任であるとの意見を付して答申する事にいたします。

議長（森田 瞳） 日程第9議案第4号安堵町防災会議条例の一部改正について、を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは議案第4号安堵町防災会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

東日本大震災の教訓を活かし、平成24年6月27日に災害対策基本法が大きく改正され、大規模災害に備えた防災対策の充実強化が図られました。

これを踏まえて、今年度進めております安堵町地域防災計画の見直しにあたり、安堵町防災会議条例について防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、条例の一部を改正するものであります。

お手元新旧対照表1頁を御覧ください。

第2条、所掌事務の中、第1項第2号に、町長の諮問に応じて安堵町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する事及び第3号に前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べることを加えました。

第3条第4項で、副会長を新たに定め、第5項で会長に事故あるときの代理職務を明記、また、第6項の委員についても多様な主体の意見を反映し、防災計画の充実を図るため現行の教育長、町職員、消防団長のほか、第1号に奈良県の職員、第2号に西和警察署の警察官、第6号に西和消防署の職員を加えました。

次の頁を御覧ください。

第7号に指定公共機関または指定公共機関等の職員、第8号に町長が特に必要と認めるものを加えました。

次に、第7項では、委員の定数を20名以内に見直し、第8項で任期を新たに

2年と定め、第9項で委員は再任されることが出来る規定を設けました。

なお、施行につきましては公布日の日からとなります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

なお、改正本文につきましては、先ほど説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議頂き御可決賜りますようお願いいたします。

議長(森田 瞳) お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第4号については安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって本件については、総務産業建設常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第10議案第5号安堵町手数料条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) 議案第5号安堵町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い平成27年10月5日から順次個人番号の通知が行われます。

この個人番号の通知のときに送付されます通知カード、また、平成28年1月1日から交付が始まる個人カードについて、これらは1回目の交付は無償で行われます。

しかし、紛失などにより再交付が必要となった場合有償となります。

なお、手数料の額については、国において示された額となります。

お手元の議案書新旧対照表1頁下段及び2頁下段を御覧ください。

通知カードの再交付が500円、個人番号カードの再交付が800円となります。

また、個人カードに電子証明を付与するときは、個人番号カード再交付800円に200円加算する事になり、千円となります。

なお、この200円加算分については、番号制度の委託機関である地方公共団体情報システム機構において定められております。

また、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本カードの交付が終わることから、住民基本台帳カード交付再交付手数料については廃止されることとなります。

新旧対照表1頁上段を御覧ください。

住民票の写しの交付手数料については、1通につき300円で6名を超える場合5名ごとに300円となっておりますが、県内他市町村では人数にかかわらず1通につき300円となっていることから、均衡をはかるため今回の改正に合わせ同様の運用とするよう見直しを行うものでございます。

施行期日につきましては、通知カードの再交付手数料の追加及び住民票の写しの交付手数料の改正は、個人番号の通知が開始する平成27年10月5日とし、個人カードの再交付手数料の追加及び住民基本台帳カードの交付再交付の手数料の廃止は、個人番号カードの交付が開始する平成28年1月1日となります。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

なお、改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議頂き御可決賜りますようお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 全員賛成です、お座りください。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第11議案第6号安堵町放課後児童健全育成事業条例の一部を
改正する条例について、を議題といたします。

本案についての提案理由を説明願います。

住民課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) おはようございます、住民課堀川でございます、よろしくお願
いいたします。

それでは、安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例につ

いて御説明させていただきます。

本件につきましては、子ども子育て支援計画策定にあたり、町の学童保育についてご意見を賜っていただきましたので、保護者の考え方を把握するため、本年5月に小学校を通じ小学校児童保護者に対し、学童保育に対するアンケートを実施いたしました。

その中でご意見ご要望が多かった内容を検討し、その結果今現在5時30まで保育を実施し、6時までには退出していただくことになってはいますが、これを1時間延長し、午後6時30分まで保育を実施、7時までには退出していただく、保育時間の拡大、また、土曜日保育を実施するという保育日数の拡充をひびきで行っている、学童、えすみません育成クラブ2で行うため、また、育成クラブ1、2共に現在は4年生まででございますが、6年生まで対象年齢を拡充したいと考えております。

これらを実施するための条例改正でございます。

詳細につきましては、議案書最後の頁、新旧対照表をお願いいたします。

第3条第1号におきまして、原稿下線部で小学校1年から4年までのものを削ることによりまして、小学校に在籍する児童全員を対象といたします。

第6条第2項として、延長保育及び土曜日保育の保育料をそれぞれ月額千円とさせていただきます。

延長保育及び土曜日保育に関する規定につきましては、規則で定めさせていただきます。

これらの改正によりまして、子育て支援を図ってまいりたいと考えております。なお、この条例の施行日は、準備の都合上本年11月1日とさせていただきます。

以上でございます。

あ、すみません、それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

次の頁以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りします。

ただ今議題となっております議案第6号については、安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって本件については文教厚生常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長(森田 瞳) 日程第12議案第7号平成27年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課富井でございます、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第7号平成27年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、401万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億9千497万円といたします。

今回の補正理由につきましては、歳出につきましては、総務費において国民生活を支える社会的基盤として、本年10月から実施されるマイナンバー制度の開始に伴う、通知カード及び個人番号カード発行の委任に係る費用並びに個人番号カードの交付事務に必要な経費の増額補正でございます。

2つ目は、消防団員退職に伴う退職報奨金の増額補正でございます。

3つ目は、小中学校給食における県産食材の活用を活性化することを目的とする、奈良県学校給食地産地消促進事業実施に係る経費を増額補正するものでございます。

つぎに歳入につきましてはでございますが、県の統計法に定める5年ごとに国勢調査の実施に伴う国勢調査市町村交付金の増に伴う増額補正でございます。

次に町債におきまして、臨時財政対策債の発行可能額の増加による、臨時財政対策債の増額補正でございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書9頁をご覧ください。

歳出についてでございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきまして、社会保障税番号制度の実施に伴う個人番号カード発行委任事務負担金、268万7千円を含む事務的必要経費といたしまして、合計293万円の増額補正で、国庫補助100%でございます。

同款、項5統計調査費、目2指定統計費におきまして、国勢調査の事務的経費といたしまして、18万6千円の増額補正でございます。

こちらは、県を經由する国庫補助100%でございます。

つづきまして、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報奨金の増額として、73万4千円の増額補正でございます。

こちらにも公務災害補償等共済基金から全額受け入れされます。

つづきまして、款9教育費、項2小学校費、目4給食費におきまして、学校給食地産地消促進事業補助金として、9万5千円の増額補正。

1頁めくっていただきまして、10頁をお願いいたします。

同款、項3中学校費、目4給食費におきまして、学校給食地産地消促進事業補助金として、6万5千円の増額補正でございます。

いずれも、県費補助100%となっております。

次に、戻っていただきまして、7頁を御覧ください。

歳入についてでございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金で、個人番号カード交付事務費補助金として、

268万7千円および個人番号カード事務費補助金として、24万3千円の、合わせて293万円の増額補正でございます。

款14県支出金、項2県補助金、目4教育費補助金で、学校給食地産地消促進事業補助金として、16万円の増額補正でございます。

同款、項3委託金、目1総務費委託金で、国勢調査委託金として、18万6千円の増額補正でございます。

次に、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、1千304万3千円の歳入歳出の調整による財源更正のための減額補正でございます。

つづきまして、8頁を御覧ください。

款18諸収入、項3雑入におきまして、消防団員退職報奨金受け入れ収入として、73万4千円及び消防団員安全装備品整備助成金として、17万円の合計85万4千円の増額補正でございます。

款19町債、項1町債、目1臨時財政対策債におきまして、臨時財政対策債1千292万3千の増額で、内容といたしましては、臨時財政対策債の発行可能額の増による増額補正でございます。

従いまして、4頁に戻っていただきまして、第2表地方債補正を御覧ください。

地方債におきまして、1千292万3千円の増額補正をし、臨時財政対策債表中右側でございます、補正後の限度額を1億3千892万3千円といたします。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

つづきまして、補正予算書1頁をお願いいたします

(補正予算書の朗読)

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます、御審議御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) ただ今11時12分です、11時20分まで休憩いたします。

議長(森田 瞳) 日程第13議案第8号平成27年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(磯部あさみ) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、磯部健康福祉課長。

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(磯部あさみ) 失礼いたします、健康福祉課磯部でございます、よろしくお願いたします。

それでは議案第8号平成27年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第1号)について、を説明させていただきます。

平成26年度に概算交付を受けておりました、介護給付費における国庫負担金、県負担金、地域支援事業における支払い基金交付金について、実績に基づいて精算しましたところ、1千77万8千円の超過交付が生じ、平成27年度で返還いたします。

また、地域支援事業における国庫負担金、県負担金、介護給付費における支払い基金交付金については、21万6千円の追加交付を受けました。

これにより、歳入歳出それぞれ1千77万8千円を増額補正し、歳入歳出総額6億2千637万8千円となります。

詳細につきましては、補正予算書8頁をお願いいたします。

歳出でございますが、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金で1千77万8千円を償還いたします。

これにかかる財源といたしまして、戻っていただいて6頁、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で、平成27年度の介護保険料560万3千円を、款2国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業で追加交付金9千円を、款3支払い基金交付金、項1支払い基金交付金、目1介護給付費交付金で、追加交付金20万3千円を、7頁をお願いいたします、款4県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業で、追加交付金4千円を、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金で、平成26年度決算の剰余金495万9千円を、平成27年度へ繰越充当しております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

つづきまして補正予算書1頁をお願いいたします。

(補正予算書の朗読)

次頁からの事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、よろしく御審議後可決お願い申し上げます。

以上でございます。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 全員、起立全員です、お座りください。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14認定第1号平成26年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15認定第2号平成26年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16認定第3号平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17認定第4号平成26年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18認定第5号平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、日程第19認定第6号平成26年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20認定第7号平成26年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上一般会計決算、特別会計決算及び水道事業会計決算の7議案については、それぞれ関連がありますので一括議題といたします。

ただ今議題といたしました7議案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いたします。

それでは認定第1号から、第7号、平成26年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、一括

して御説明させていただきます。

平成26年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖後決算処理を行い、7月22日から24日の3日間の監査委員による決算審査を得まして、本日9月議会定例会におきまして、認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定第1号から第7号までの議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

決算書1頁をお願いいたします。

(意見書の朗読)

2頁をお願いいたします。

(平成26年度会計別決算総括表、各会計別決算の朗読)

会計別決算総括表は以上でございます。

次に認定第7号平成26年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明させていただきます。

地方公営企業法に基づき剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

決算書7頁をお願いいたします

あ、水道事業会計決算書7頁をお願いいたします。

平成26年度安堵町水道事業剰余金処分計算書(案)の左側補てん財源といたしまして使用した減債積立金の相当額、1千730万円を資本金に組み入れるものでございます。

まず、この剰余金の処分を御審議後可決頂きその後平成26年度安堵町水道事業会計決算の認定について御審議ご認定いただきますようお願いいたします。

つづきまして、平成26年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、平成26年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

決算書 13 頁をお願いいたします。

平成 26 年度安堵町水道事業報告書の中段、経理状況を朗読いたします。

(経理状況の朗読)

以上、平成 26 年度安堵町一般会計並びに各特別委会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況であります。

御審議の上認定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 (森田 瞳) これより認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 議案について総括質疑に入ります。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 6 号までの各会計決算及び認定第 7 号水道事業会計決算を合わせた 7 議案を議長と議会選出の監査委員を除く 8 名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号平成 26 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 7 号平成 26 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 7 議案については、議長と議会選出の監査委員を除く 8 名の委員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事に決定いたしました。

ただ今設置されました一般会計決算審査及び特別会計等決算審査特別委員会の

正副委員長の互選を行いますので、約10分暫時休憩をいたします。
よろしくお願ひいたします。

暫時休憩

11時43分

11時50分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの一般会計決算審査特別委員会及び特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会委員長に福井保夫議員、同じく副委員長に増井敬史議員。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に田中幹男議員、同じく副委員長に大星成司議員。

以上でございます、よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第21報告第2号健全化判断比率報告書について、日程第22報告第3号資本不足比率については関連議案でございますので、一括議題とし報告を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは報告第2号、第3号を一括してご報告致します。

まずはじめに報告第2号平成26年度財政健全化判断比率報告書について御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政に健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定により報告し承認を求めるものでございます。

財政の健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で示され、単位は「%」、赤字額がない場合は比率としては算定されませんので「-」の記載となっております。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、1つ目の、実質赤字比率につきましては、一般会計等の実質的な赤字が町の財政規模に対してどの程度の割合かを示すものでございますが、平成26年度も黒字であり、比率としては算定されません。

2つ目、連結実質赤字比率につきましても、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計合計の実質的な赤字が町の財政規模に対してどの程度の割合を示すもので、国民健康保険特別会計が赤字となっておりますが、一般会計及び水道事業会計が黒字であり、赤字分を大きく上回っているため、これにつきましても比率としては算定されません。

3つ目、実質公債費比率につきましては、町の経常的で経常的収入のうち、実質的な公債費に充てられた割合を示すもので、平成26年度は3.3%となり、早期健全化基準の25%をはるかに下回っております。

なお、25年度は5.5%で2.2ポイント減少しており、その要因といたしましては、公債費の元利償還金の減少に伴うものでございます。

4つ目、将来負担比率につきましては、地方債残高や退職手当負担金額など一般会計等で現在抱えている借金が町の経常的収入に対してどれくらいの割合であるかを示すもので、平成26年度の将来負担比率は、現在抱えている実質的な負債に対して今後見込まれる収入が上回っているため算定されておられません。

最後に表のカッコ内の数値は、早期健全化基準の数値を表し、平成26年度財政健全化判断比率の4指標は、いずれも基準を下回っており、財政運営が健全であることをご報告致します。

なお、同法第3条により本年7月24日に監査委員の審査に付し、8月14日に意見書をいただいております。

それでは報告書を朗読いたします。

(報告書の朗読)

つづきまして報告第3号平成26年度資金不足比率報告書について、御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19

年法律第94号)第22条第1項の規定により、報告し公表するものでございます。

資金不足比率報告書は、法適用公営企業である水道事業会計及び法非適用公営企業の下水道事業特別会計の二つの会計の事業規模に対する資金不足の比率を算定するものです。

平成26年度の水道事業会計については、黒字であるため比率として算定されません。

また、下水道事業特別会計においても赤字でないため比率としては算定されません。

これにつきましても、同法第22条の規定により、資金不足の比率の算定後監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

なお、同法第22条により、本年7月24日に監査委員の審査に付し、8月14日に意見書をいただいております。

それでは報告書を朗読いたします。

(報告書の朗読)

以上ご報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

議長(森田 瞳) それでは、一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

以上で報告第2号、報告第3号を終わります。

議長(森田 瞳) 日程第23報告第4号平成26年度安堵町土地開発公社決算の報告についての報告を求めます。

産業建設課長(堀口善友) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀口産業建設課長。

(堀口産業建設課長 登壇)

産業建設課長（堀口善友） 失礼いたします。

それでは報告第4号平成26年度安堵町土地開発公社決算の報告について、の御説明を申し上げます。

早速ではございますが、決算書第3頁を御覧ください。

平成26年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

このページの中段庶務関係を御覧ください。

平成26年5月26日に平成25年度収支につきまして監査が行われました、次に平成26年6月2日に定例理事会を開催し、平成25年度決算について報告がなされました。

次に平成27年2月9日に定例理事会を開催し、平成27年度事業計画及び予算案について審議され承認されました。

つづきまして4頁を御覧ください。

平成26年度公有地の先行取得、平成26年度保有地の売却事業共に実績はございませんでした。

つづいて5頁を御覧ください。

平成26年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

まず、収益的収入および支出でございますが、収入におきまして、第2款利用外収益、第1項受け取利息でございますが、当初予算3千円に対し決算額1千252円でございます。

次に支出でございますが、当初より支出よていはございませんでした。

次に6頁を御覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入において、第1款資本的収入、第2項利子補給金におきまして、当初予算74万円に対して、決算額73万7千991円でございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出、第2項事業外費用におきまして、当該予算74万円に対し、決算額73万7千991円でございます。

なお、これらの決算状況につきましては、2頁に戻っていただきまして、土地開発公社 喜多監事より、適正な決算であると認めるとの意見書をつけさせていただいております。

また、7頁以降の説明につきましては、今の説明と重複する部分が多々ございますので、割愛し報告書を朗読させていただきます。

(報告書の朗読)

以上を持ちまして、平成26年度安堵町土地開発公社決算の報告といたします。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 以上で報告第4号を終結します。

議長（森田 瞳） つづいて諸般の報告を行います。

議会からはございません。

行政ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 無いようでございます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前10時開会でございます。

なお、会期中の日程、委員会等の日程につきましては、お示しをいたしております会期日程のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

散 会

11時57分
